

新座市新庁舎建設基本設計（概要版）

平成27年5月



目次

設計方針	1
計画概要	2
配置計画	3
平面計画	4
断面計画	9
立面計画	10
環境計画	12
防災・セキュリティ計画	13
ユニバーサルデザイン計画	14
構造計画	16
工事工程計画・概算事業費	17

■設計方針

新座市新庁舎建設基本計画の5つの基本理念に基づいた設計とします。

1 利用しやすく親しみやすい快適な庁舎

- ・誰にでも分かりやすく利用しやすい、ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎とします。
- ・市民が気軽に立ち寄れる施設を低層棟に配置し、敷地全体に賑わいを創出します。
- ・職員が働きやすい職場環境の整備のため、効率的でゆとりある執務空間とするとともに、福利厚生施設の充実を図ります。

2 市民の生活を守る安全・安心な庁舎

- ・免震構造を採用し建物の安全性を確保します。
- ・有事の際、災害対策の中核拠点となることから、災害対策本部室を中心とした迅速かつ継続的な災害対策活動が可能となるようにします。
- ・個人情報保護や防犯の観点から万全なセキュリティ対策を図ります。

3 連帯と協働によるまちづくりを支える庁舎

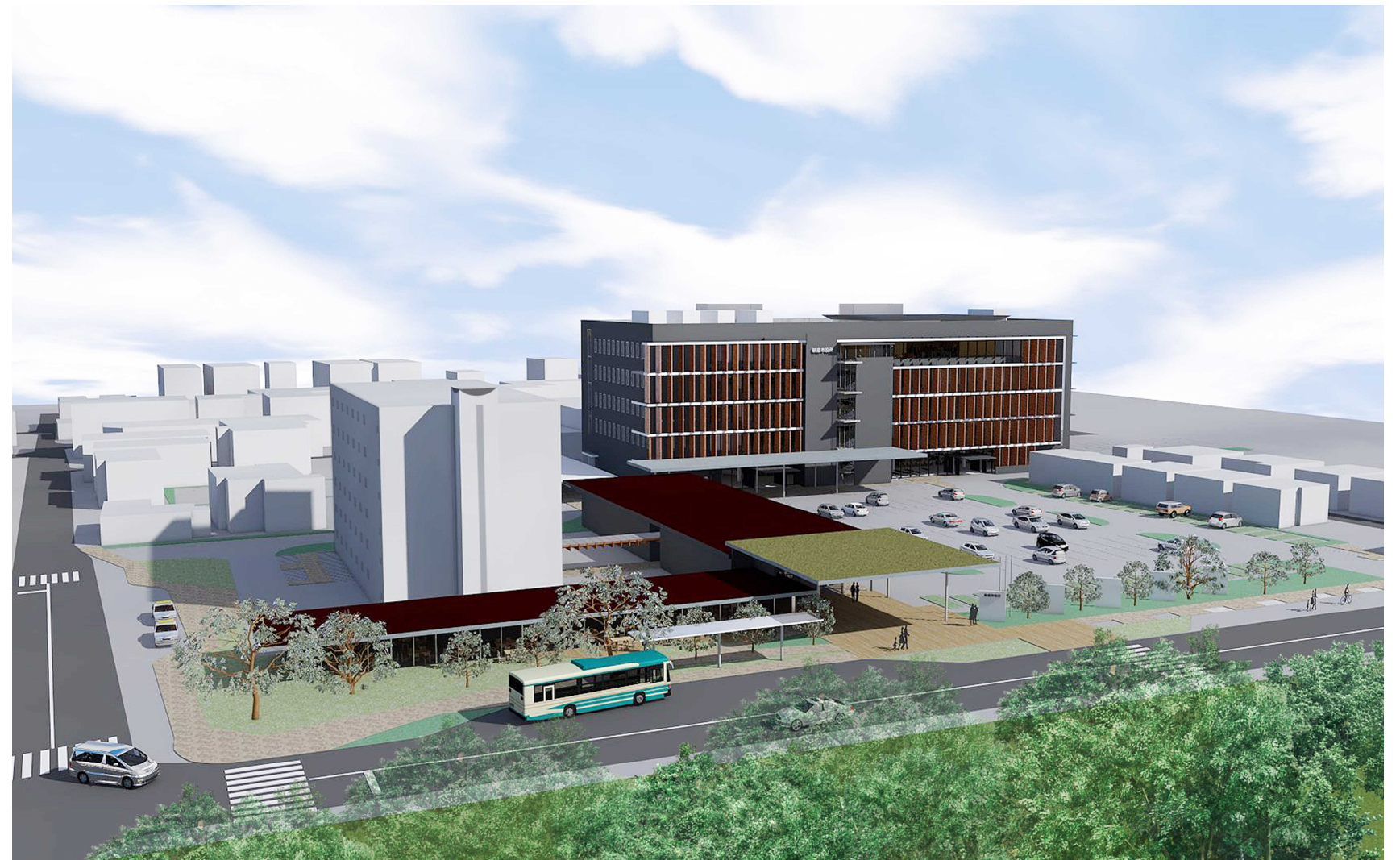
- ・様々なイベントに活用できる大平面の駐車場を整備し、市民オープンテラス及び低層棟との一体利用により新たな市民交流スペースを創出します。
- ・議会活動及び議員活動の更なる充実のために必要な諸室を整備します。また、議会の傍聴のしやすさや市民利用に配慮した、開かれた議会空間とします。

4 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎

- ・維持管理のしやすい機能的で効率的な建物とします。
- ・組織機構の変更に柔軟に対応できる執務空間とします。

5 エコシティ新座の実現に向けた環境にやさしい庁舎

- ・採光、通風を確保するなど、自然環境を有効に利用した環境配慮型庁舎とします。
- ・太陽光発電設備等の自然エネルギーを利用した設備を積極的に導入します。



鳥瞰イメージ



市民オープンスペースからのイメージ

■計画概要

1 敷地概要 法的規制

建設地	新座市野火止一丁目 1094-1 外
敷地面積	15,021.31 m ²
建ぺい率	60%
容積率	200%
周辺道路幅員	前面道路（市道第 41-01 号線（平林寺大門通り）） 10.7m~11.1m
区域区分	市街化区域
用途地域	第 1 種住居地域
高度地区	高さ制限 25m
日影規制	4 時間—2.5 時間 受影面 4m
防火指定	指定なし

3 駐車スペース・駐輪スペース

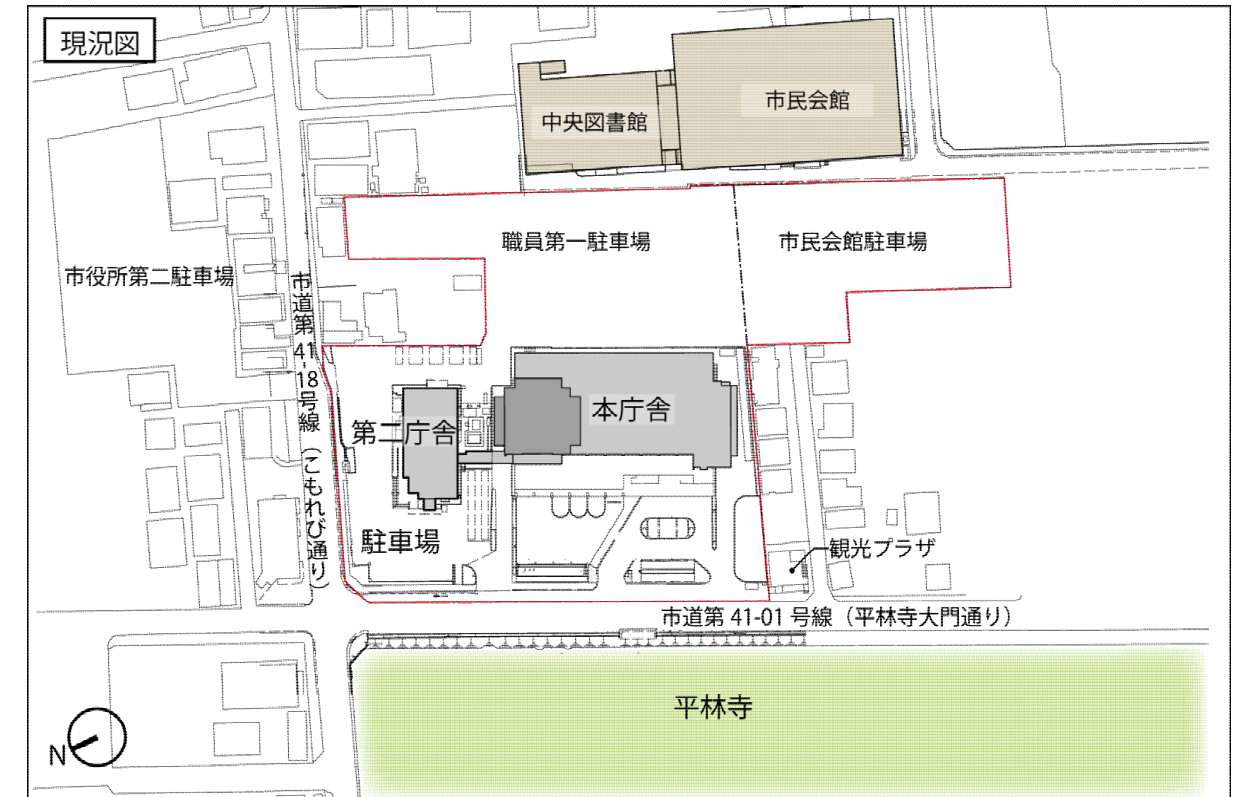
駐車台数	131 台
来庁者駐車場	101 台
公用車駐車場	30 台
駐輪台数	150 台
新庁舎北側	80 台
第二庁舎北側	50 台
平林寺大門通り側	20 台

2 建築物概要

主要用途	事務所（市庁舎）
構造種別	免震構造
地下	鉄筋コンクリート造
地上	混合構造 （鉄筋コンクリート造+鉄骨造）
建築面積	約 2,150 m ²
延床面積	約 12,400 m ²
階数	地上 5 階 地下 1 階
高さ	約 25m（最高高さ）

4 その他付帯施設等（低層棟）

主要用途	事務所（観光プラザ）、多目的会議室、レストラン、コンビニエンスストア、トイレ
構造種別	鉄骨造
建築面積	約 750 m ²
延床面積	約 750 m ²
階数	地上 1 階



■配置計画

全体配置計画概要

- ・新庁舎は、周辺への影響も考慮し、現職員第一駐車場部分に可能な限り市民会館側に寄せて配置します。
- ・既存第二庁舎と新庁舎の間に平屋建ての低層棟を配置し、建物相互の繋がりと敷地全体の賑わいを創出します。
- ・出入口を始めとする敷地内の動線は、一般車両と歩行者を区分することで安全性に配慮します。また、車両出入口は、バス停及びタクシー乗降所と重ならないように配慮します。
- ・市民会館との一体利用に配慮し、敷地相互のアクセス及び駐車場の相互利用を可能とします。
- ・周辺環境との調和に配慮し、平林寺大門通り及びこもれび通りに面して緑地を設けます。

低層棟（平屋建て）

多目的会議室

確定申告や選挙投票所、特定健診のほか、日常的な会議や夜間・休日の会議等多目的に利用できる場とする。

市民オープンテラス

オープンカフェ等各種イベントに活用できる屋根付きのスペースを確保する（約200㎡）。

観光プラザ

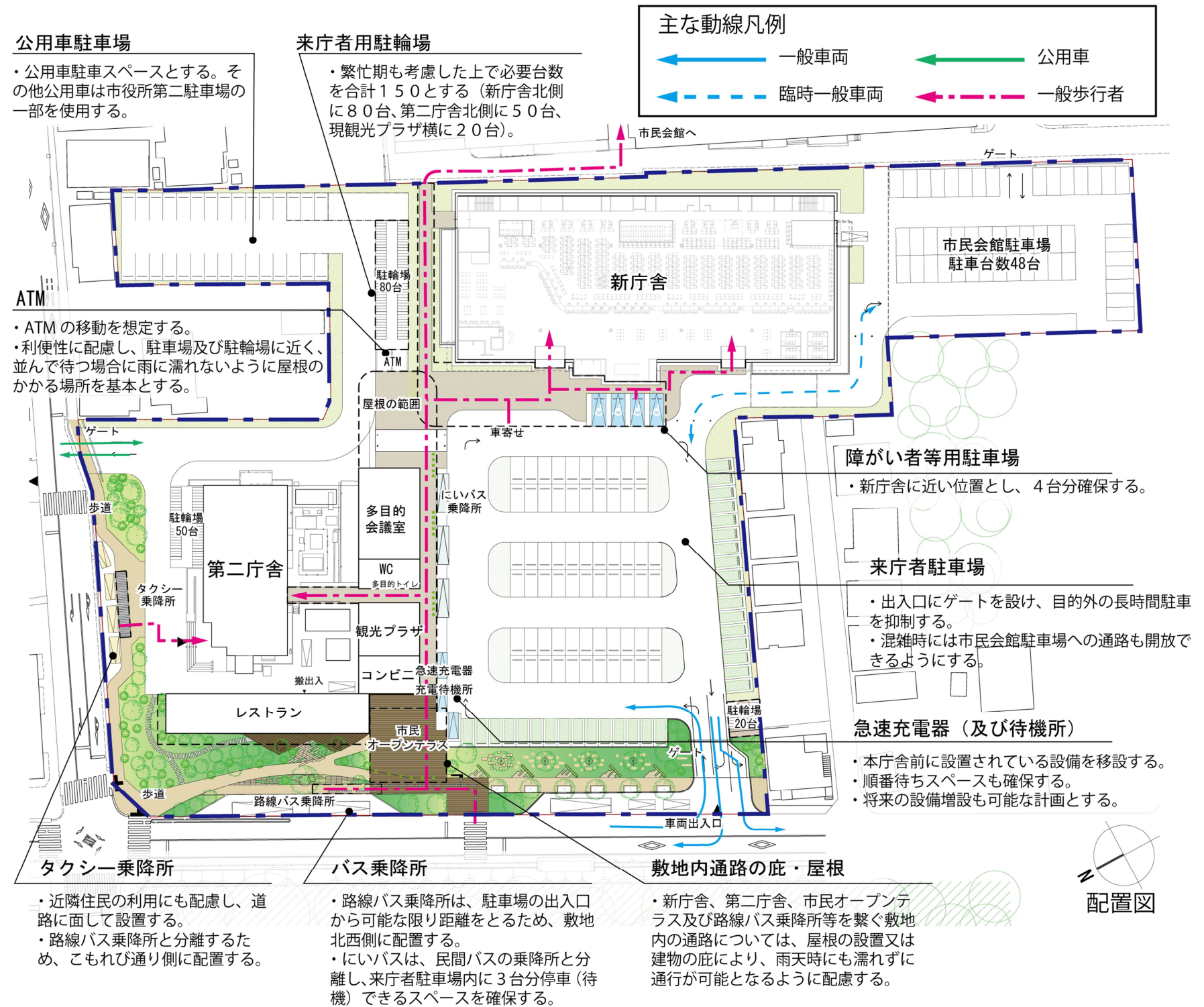
外部からの利用にも配慮し、低層棟中央部のアクセスしやすい場所に配置する。

コンビニエンスストア・レストラン

来庁者の利便性向上及び職員の福利厚生施設の充実のため、コンビニエンスストア及びレストラン（約100席）を配置する。市役所来庁者以外の利用にも配慮し、道路から近い位置とする。

トイレ

低層棟利用者のほか屋外でのイベント時の利用にも配慮し、トイレを設置する。



■平面計画

1 共通事項

(1) 平面構成

- ・1階から4階までは、来庁者エリア（西側）・執務室エリア（中央）・管理エリア（東側）の3つに区分した3層構成とし、動線が交差しないように配慮します。

(2) エレベーター・階段

- ・来庁者用のエレベーター・階段を来庁者エリアの中央付近に配置します。職員用エレベーターは管理エリアの中央に配置し、職員及び避難用の階段は管理エリアの両端部に2か所設置します。
- ・職員用エレベーターは人荷共用とし、ストレッチャーの搬入も可能とします。

(3) 執務スペース

- ・執務室は、フレキシブルな利用に配慮し、キャビネットや壁で仕切らずオープンな空間とします。また、執務室内は独立した席を極力少なくし、組織の変更等に柔軟に対応できるレイアウトとします。

(4) 待合スペース

- ・来庁者エリアと執務室エリアを明確に区分することで、見通しが良く、目的の課が見付けやすいレイアウトとします。
- ・可能な限り待合スペースを確保するとともに、カウンターと待合席には一定の空間を設けプライバシーに配慮します。

(5) トイレ

- ・来庁者用・職員用を区分し、来庁者用は見付けやすいよう来庁者エリアの角に、職員用は管理エリアの中央に配置します。
- ・便器・洗面器等の器具数は、職員数・来庁者数を基に適切に設定します。
- ・各フロアの来庁者用トイレに1か所ずつ多目的トイレを設置します。
- ・来庁者用のトイレには、多目的トイレへの利用集中を抑制するため、障がい者及び子ども連れ等に対応できる大きめの大便器ブースを男女各1か所ずつ設置します。
- ・職員用の女子トイレには福利厚生施設の一つとしてパウダーコーナーを設置します。

(6) ロッカー・更衣室

- ・ロッカー・更衣室は1階から4階までの各階に設け、職員数分のロッカーを設置します。

(7) エコポイド（吹抜け）

- ・東面からの採光不足を補うとともに、換気機能も果たすエコポイドを執務室後方に設置します。

(8) セキュリティ

- ・開庁時間外は、執務室内のセキュリティ確保のため、柱の間を利用するなどしてシャッター等で区画します。

(9) 会議室

- ・現状では会議室の数が不足していることから、必要な規模及び室数を確保します。
- ・2階から4階までの各階にバランス良く配置し、必要に応じて可動間仕切りを設け、フレキシブルな利用に配慮します。

【新庁舎及び第二庁舎の部署配置】

階	新庁舎	第二庁舎
5階	議場 全員協議会室 委員会室 正副議長室 議員控室 議会図書室（図書コーナー） 議会事務局等	水道管理センター 検査室
4階	市長室 副市長室 市長公室 庁議室 総務課 秘書広聴課 人事課 管財契約課 人権推進課 市政情報課 企画課 財政課 施設営繕課 地下鉄12号線延伸促進室 記者クラブ	水道業務課 水道施設課 下水道課
3階	大会議室兼災害対策本部室 環境対策課 リサイクル推進課 市民安全課 経済振興課 コミュニティ推進課 みどりと公園課 まちづくり計画課 道路課 建築開発課 農業委員会事務局 ふるさとハローワーク	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 監査室
2階	市民税課 資産税課 納税課 生活福祉課 子育て支援課 児童福祉課 出納室	教育長室 教育総務課 生涯学習スポーツ課
1階	市民課 パスポートセンター 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 長寿支援課 介護保険課 国保年金課	学務課 指導課 教育相談センター
地下	電話交換室 守衛控室 運転手控室 清掃管理室 印刷室 組合事務所 休憩室 シャワー室 防災備蓄倉庫 機械室 電気室 書庫 等	

2 1階平面計画

(1) 出入口

- ・来庁者出入口は、駐車場やバス停からのアクセス性に配慮し、西側に2か所設置します。このうち、メインエントランスは、第二庁舎及び低層棟との動線に配慮し北側に設置します。
- ・南北面に職員用通用口を設けます。このうち、北面の通用口については、隣接して守衛室及び当直室を配置し、夜間・休日の来庁者用出入口とします。

(2) 総合案内

- ・メインエントランスから視認しやすい位置に総合案内を設置します。

(3) 待合スペース

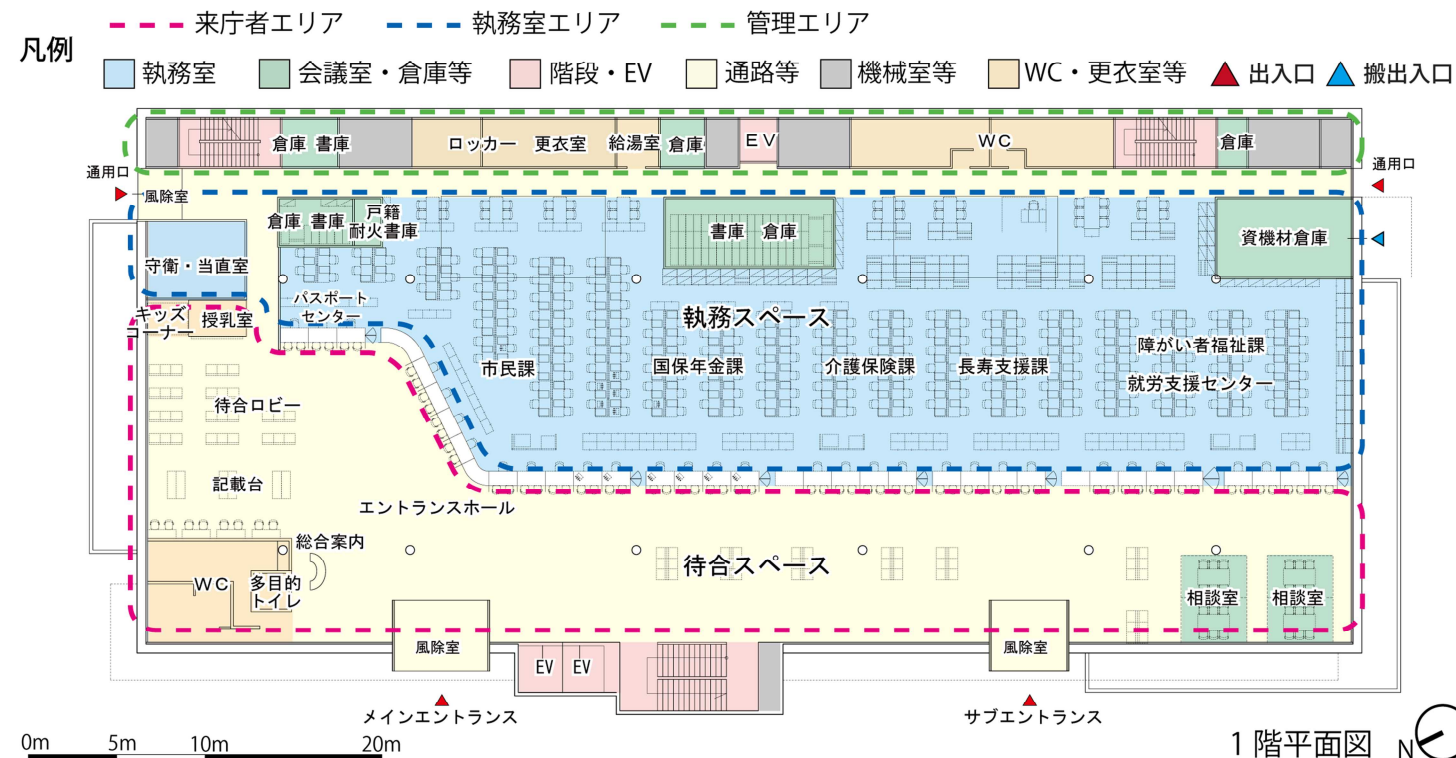
- ・最も来庁者の多い市民課の待合スペースは、エントランスから近い場所にゆとりを持って確保し、待合席を30席程度確保します。
- ・待合席は、プライバシーに配慮し、カウンターから3m以上離して設置します。また、繁忙期には待合席を増設することも可能とします。
- ・待合席から視認性の良い場所に、呼出番号表示モニター等を設置します。
- ・待合席から目の届きやすい位置にキッズコーナーを設け、併せて、授乳室も設置します。

(4) パスポートセンター

- ・パスポートセンターを北側に設けることで、日曜日は北側の通用口からパスポートの受渡し窓口へアクセスできるように配慮します。

(5) 相談室

- ・プライバシーに配慮した個室の相談室を南西側に4ブース設置します。



3 2階平面計画

(1) 待合スペース

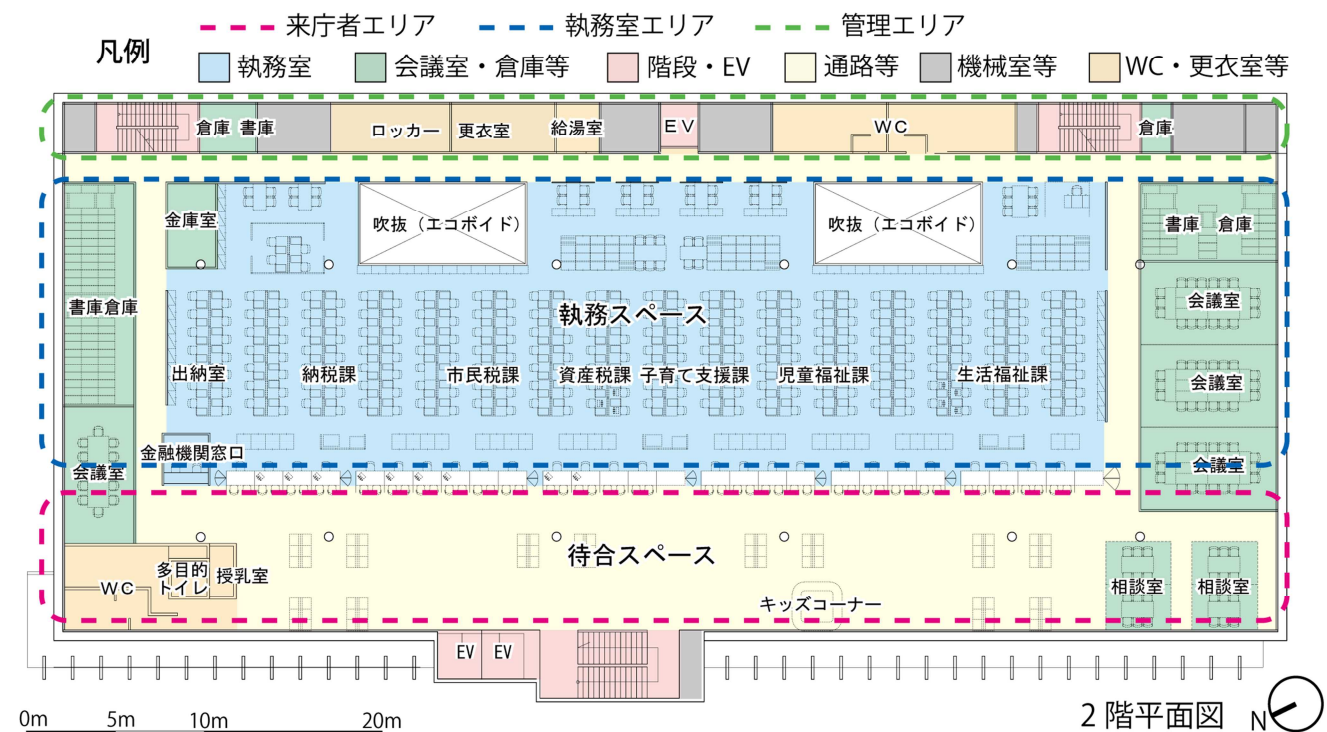
- ・待合席は、プライバシーに配慮し、カウンターから3m以上離して設置します。
- ・子ども連れの多い子育て支援課や児童福祉課付近の待合席から目の届きやすい位置にキッズコーナーを設け、また、待合スペースの北側に授乳室も設置します。

(2) 相談室

- ・プライバシーに配慮した個室の相談室を南西側に4ブース設置します。

(3) 金融機関窓口

- ・出納室に隣接して、来庁者が市税等を納付するための指定金融機関窓口を配置します。



6 5階平面計画

(1) 議場

- ・対面式とし、演壇と正対して質問席を設けます。また、傍聴のしやすさに配慮し、議席と傍聴席の高低差は可能な限り小さくします。
- ・傍聴席は約75席とし、記者席、障がい者席、親子席を設けます。

(2) 全員協議会室・委員会室

- ・全員協議会室のほか委員会室を3室設け、4常任委員会を同時に開催できるようにします。
- ・会議の規模に応じて必要な面積を確保します。また、必要に応じて可動間仕切りを設け、フレキシブルな利用に配慮します。

(3) 議員控室

- ・集約して配置することで、フレキシブルな利用に配慮します。

(4) 正・副議長室

- ・議会事務局に隣接して設置します。

(5) 議会事務局

- ・来庁者がアクセスしやすいようエレベーター及び階段から近い位置に配置します。

(6) ロビー・ホワイエ

- ・傍聴者等の待合・休憩スペースとして、傍聴席出入口に近接して設けます。ロビー・ホワイエの面する建物外側は、縦ルーバーを設置せず、平林寺側への眺望を確保します。

(7) 議会図書室

- ・市民利用にも配慮し、西側のホワイエに面したオープンな空間に図書コーナーとして設置します。

(8) 相談室

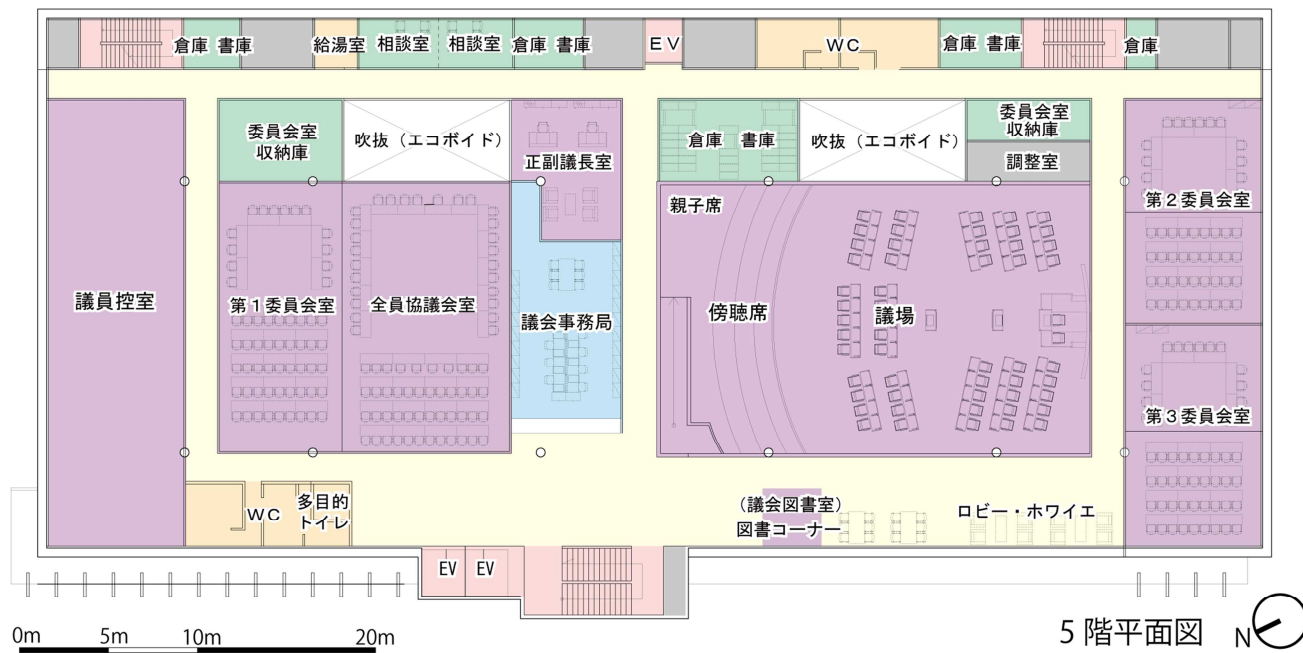
- ・プライバシーの保護を必要とする相談に対応するため、議員控室近くに個室の相談室を設置します。

7 地下1階平面計画

- ・空調機や消火設備等を設置する機械室、倉庫・書庫のほか、休憩室等の職員福利厚生スペースを設置します。平面図では、設置が想定される主な諸室を示しますが、面積や配置の詳細については、更に検討します。

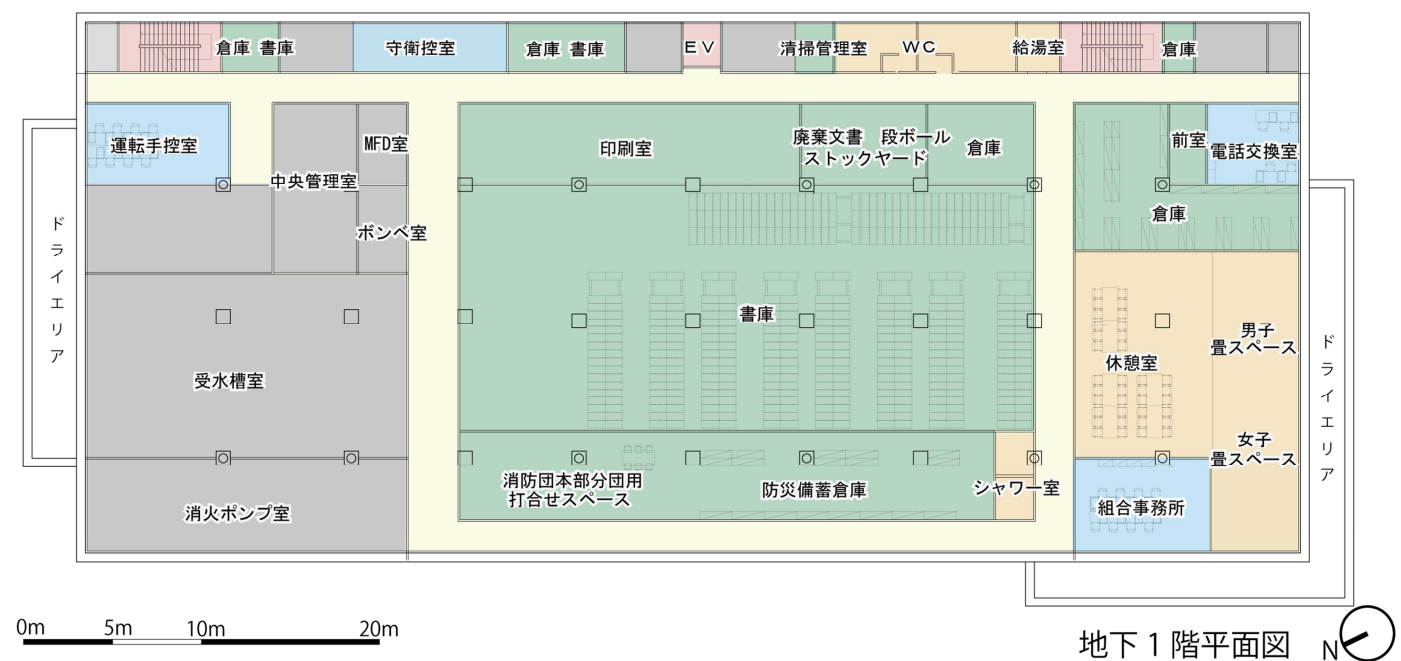
凡例

■ 執務室 ■ 会議室・倉庫等 ■ 階段・EV ■ 通路等 ■ 機械室等 ■ WC・更衣室等 ■ 議会諸室



凡例

■ 執務室 ■ 会議室・倉庫等 ■ 階段・EV ■ 通路等 ■ 機械室等 ■ WC・更衣室等



8 内観イメージ

(1) 多くの方の印象に残り、安らぎと快適さを感じることができるぬくもりのある庁舎

- ・内装の一部に木材を使用することにより、温かみと安らぎのある空間を創出します。
- ・市民利用の多い1階の天井を高くするほか、各階の内装に清潔感のある明るい色調を採用するなど、開放的で快適な空間とします。

(2) 機能性を重視したシンプルなデザインの採用

- ・内装にはシンプルで効率的なデザインを採用し、機能性が高く清潔さを保てる清掃しやすい材料を採用します。

(3) 将来の変化に柔軟に対応できる効率的な執務空間の採用

- ・組織機構の変更に柔軟に対応できるような執務空間とするため、内部柱を可能な限り少なくします。
- ・執務室内にはできるだけ間仕切りを設けず、また、床はOAフロアとすることで、レイアウトの変更に柔軟に対応できるようにします。



執務室のイメージ（エコボイド側から）



1階待合スペースのイメージ（メインエントランス側から）



議場のイメージ（傍聴席側から）

■断面計画

1 分かりやすい断面構成

1階から5階までを明確に区分することで、分かりやすく明快な断面構成とします。

- 1・2階：市民生活の手続に関するフロア
- 3階：住まいやまちづくりに関するフロア
- 4階：行政経営に関するフロア
- 5階：議会に関するフロア

2 天井高さ

- ・1階はエントランスとなるため、天井高さを4m程度とし、開放的な空間となるようにします。
- ・基準階（2階から4階まで）は、オフィスに一般的に用いられる天井高さ2.7mを採用し、事務空間として適切な環境を確保しつつ、建物全体を適正な高さに抑えます。
- ・議場については、天井の高さをほかの諸室より高く設定し、議場としての格調を確保しながら、開放的で明るい空間とします。

3 免震構造

地下1階床下免震層に免震装置を設置します。免震層下部のピット部分は雨水貯留槽等に活用します。

4 自然採光、自然通風を確保するための配慮

主に西面から自然採光と自然通風を確保します。また、2階から屋上まで通じるエコポイドを執務室後方に設置することで、建物中央部にも自然採光及び自然通風を確保します。

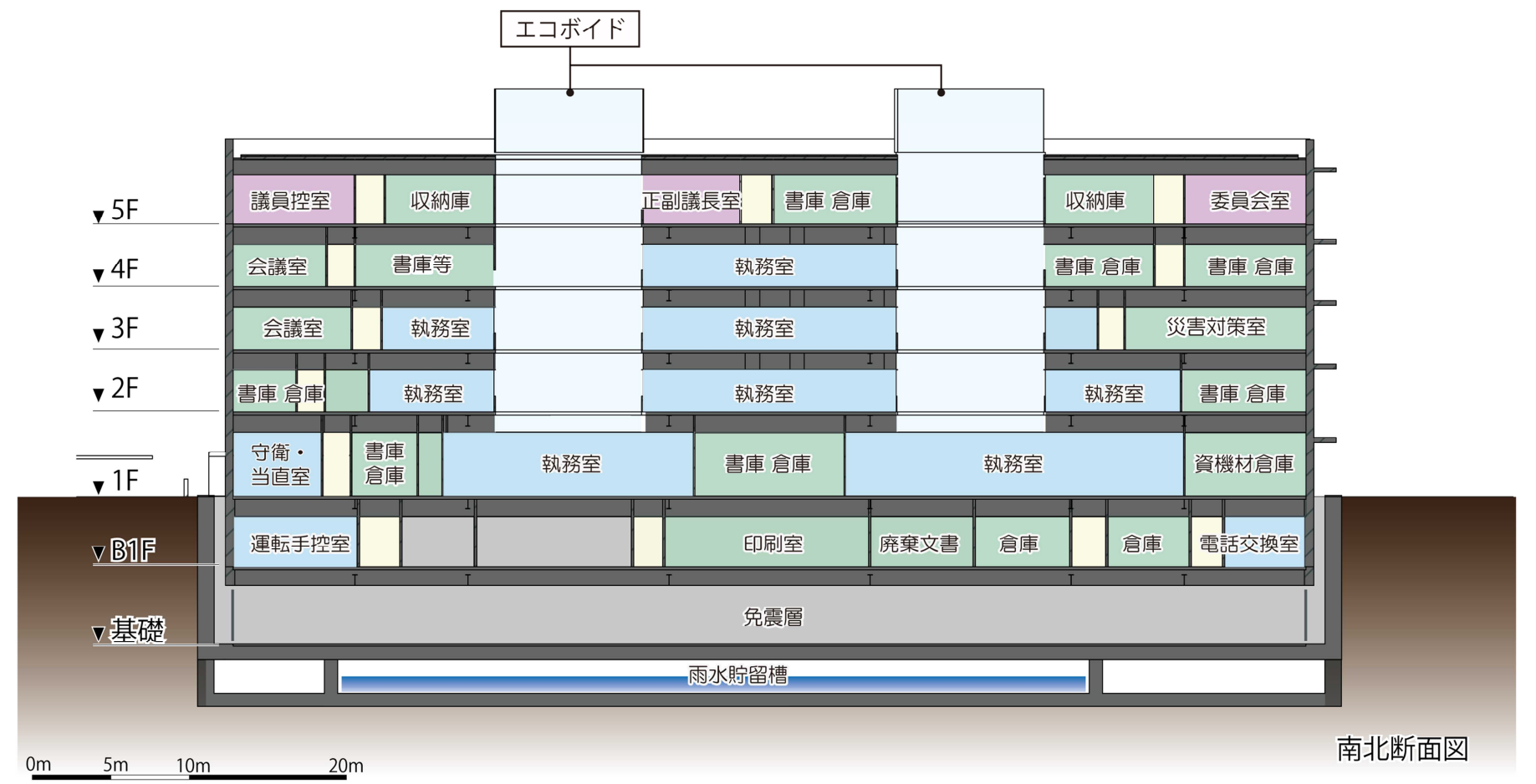
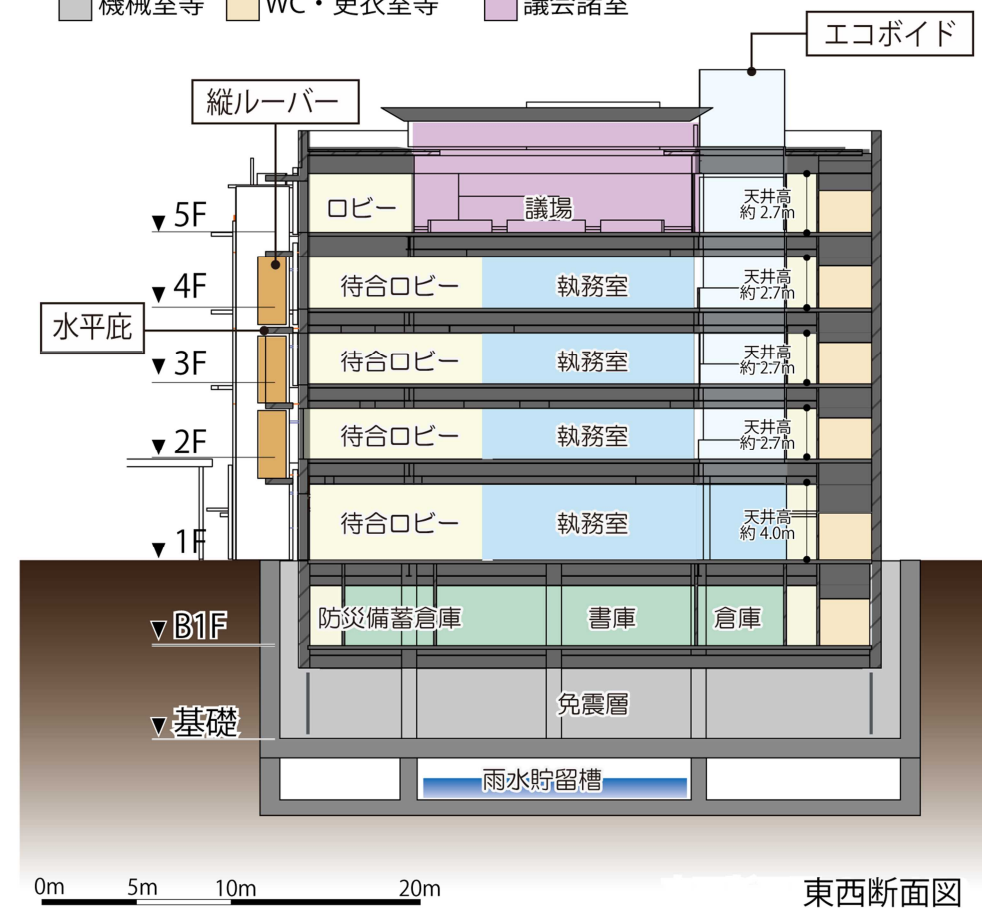
5 日差しの遮へいに配慮した水平庇と縦ルーバー

西側の窓面外部には水平庇を張り出すとともに、縦ルーバーを設けることで、室内への日差しを効果的に遮り、まぶしさと環境負荷を低減します。水平庇は、外部窓面清掃などのメンテナンスにも活用できます。

また、南側の窓面外部にも、日差しを遮るための水平庇を張り出します。

凡例

- 執務室
- 会議室・倉庫等
- 通路等
- 機械室等
- WC・更衣室等
- 議会諸室



■立面計画

1 西立面

建物正面の外装に水平庇及び縦型の木材ルーバーを設置し、平林寺の雑木林と呼応する外観デザインとします。

水平庇及び縦型の木材ルーバーは、西日を遮る機能も有します。

2 東立面

建物東面は正面に対して裏側となり、主に書庫・倉庫・ロッカー室等を配置しているため、窓の配置を最小限とすることで日差しによる熱負荷を低減します。

窓の大きさ・配置等については、採光にも配慮し、部屋等の用途に応じて検討します。

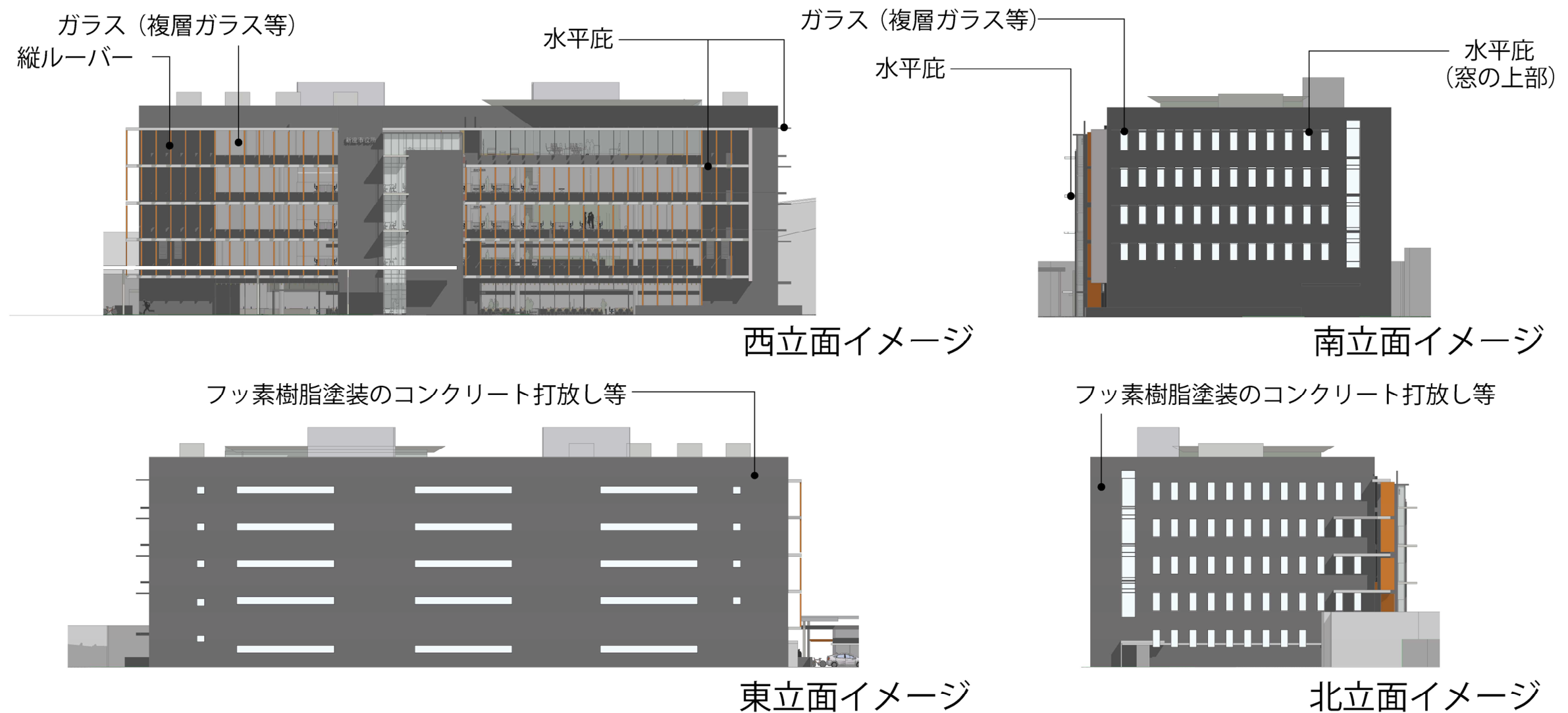
3 南立面・北立面

適宜窓を配置し、執務室・会議室等に自然採光を取り入れます。

南面の窓部分には、高度の高い日差しを遮るため、水平庇を設置します。

【外壁・窓ガラスについて】

- ・各外壁面は、フッ素樹脂塗装のコンクリート打放し等とし、経済的で耐久性の高い外壁とします。
- ・窓ガラスは、断熱性の高い複層ガラス等を採用します。



4 外観イメージ



駐車場から見たイメージ

■環境計画

「エコシティ新座」の実現のためには、市も率先して徹底した省エネルギー対策に取り組む必要があります。新庁舎においては、ライフサイクルコストの削減を図るため、自然の力を効率良く取り入れるとともに、環境に配慮した空調換気・電気等の設備を効果的に採用することで、環境への負荷の少ない庁舎を目指します。

1 自然環境の効率な利用

(1) 自然採光

・建物東側の採光不足を補うため、執務室内の後方2か所にエコポイドを設置して自然採光を確保することで、照明電力を削減します。

(2) 自然換気

・エコポイドにより効率的な自然換気を行うことで、空調換気エネルギーを削減します。

(3) 日差しの遮へい

・建物西側は日差しの影響が大きいことから、水平庇と縦ルーバーにより屋内への日差しを遮ることで熱負荷を低減するとともに、まぶしさへの対応を図ります。また、建物南側は、水平庇により日差しを遮ります。

2 環境に配慮した空調換気・電気等のシステムの効果的な採用

(1) 太陽光発電設備

・新庁舎の屋上に30kW以上の太陽光発電設備を設置します。

(2) 雨水利用

・地下に雨水貯留槽を設置し、屋根面への降雨を集水してトイレ洗浄に利用することで、水道使用量の削減及び雨水流出抑制を図ります。

(3) 高効率照明器具

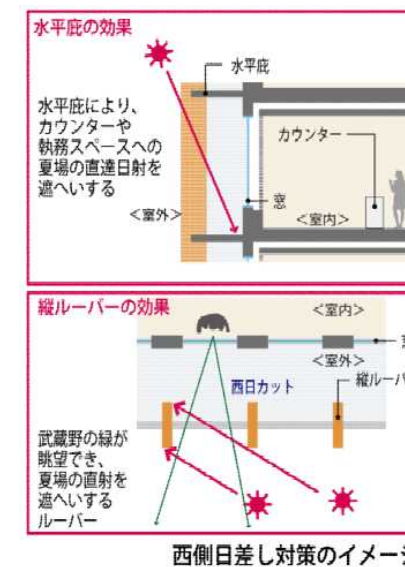
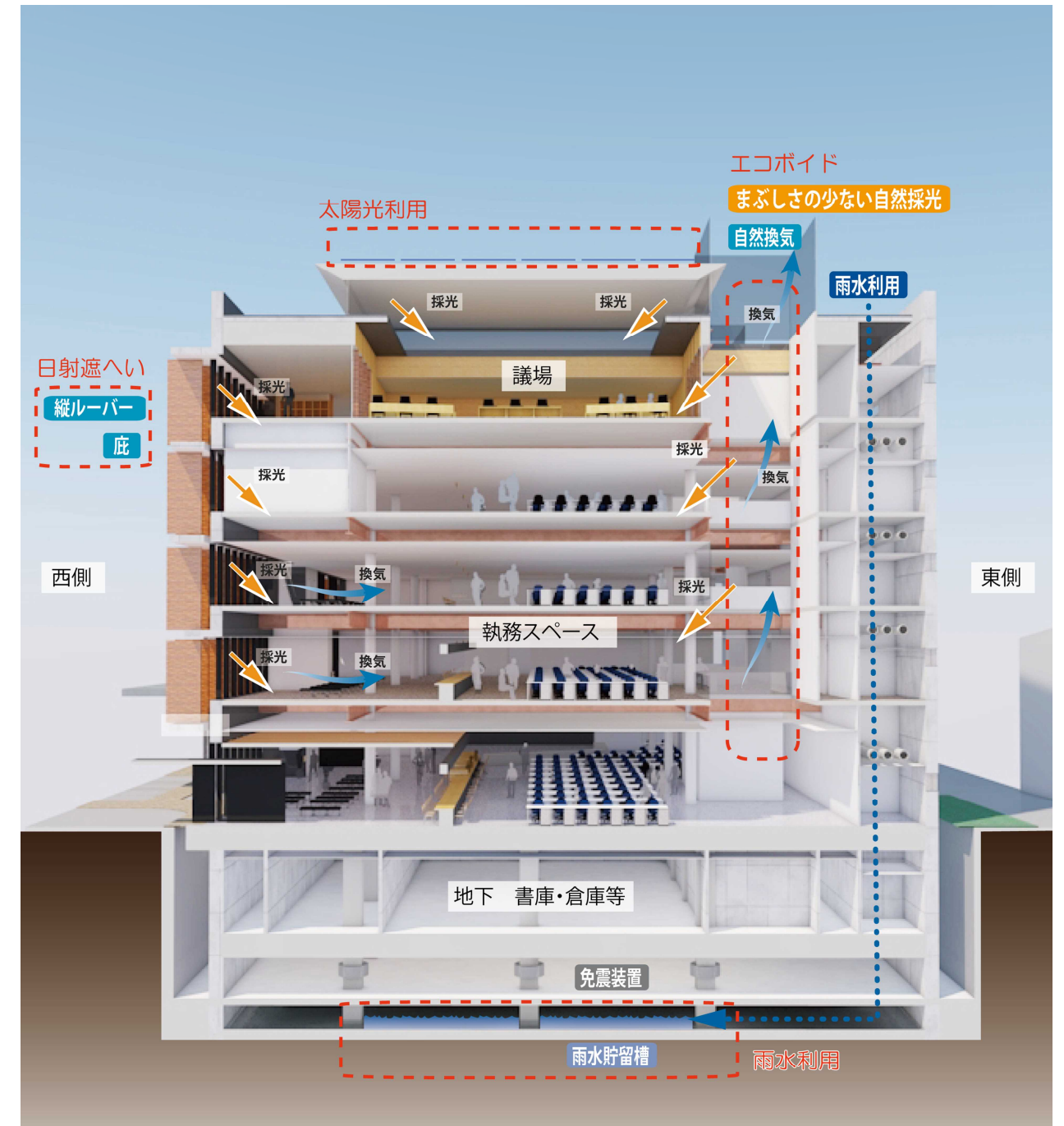
・照明器具には原則としてLED照明を採用し、トイレは人感センサーにより点灯を制御することで、照明エネルギーの削減を図ります。また、敷地内の主な照明灯には、ソーラーパネル付きLED外灯を採用します。

(4) 節水機器

・トイレ、洗面等には、節水型の器具を採用し、水道使用量を削減します。

3 敷地内の緑化

・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例及び新座市みどりのまちづくり条例の基準に基づき、敷地内の緑化を行います（敷地面積の20%以上）。



西側日差し対策のイメージ



ルーバーのイメージ

■防災・セキュリティ計画

1 防災計画

市の防災中枢拠点として、大地震発生後も損傷することなく、行政機能を維持できる安全な庁舎とします。また、迅速で円滑な災害対策活動が可能となるよう、ライフラインの供給体制を強化するほか、必要な施設等の充実を図ります。

(1) 免震構造

大地震時でも免震装置が揺れを吸収し、建物に伝わる揺れを減らすことにより倒壊や損傷を防ぐ免震構造を採用します。照明器具の落下や棚の転倒等も防止するため、人命の安全を確保できるだけでなく、発災直後から災害対策活動を行うことができます。

(2) 災害対策本部室

3階の市民安全課に近接して大会議室兼災害対策本部室を設置します。災害対策本部室には、映像・音響設備等を設置するほか、隣接して防災行政無線室等を設けます。

(3) ライフラインの確保

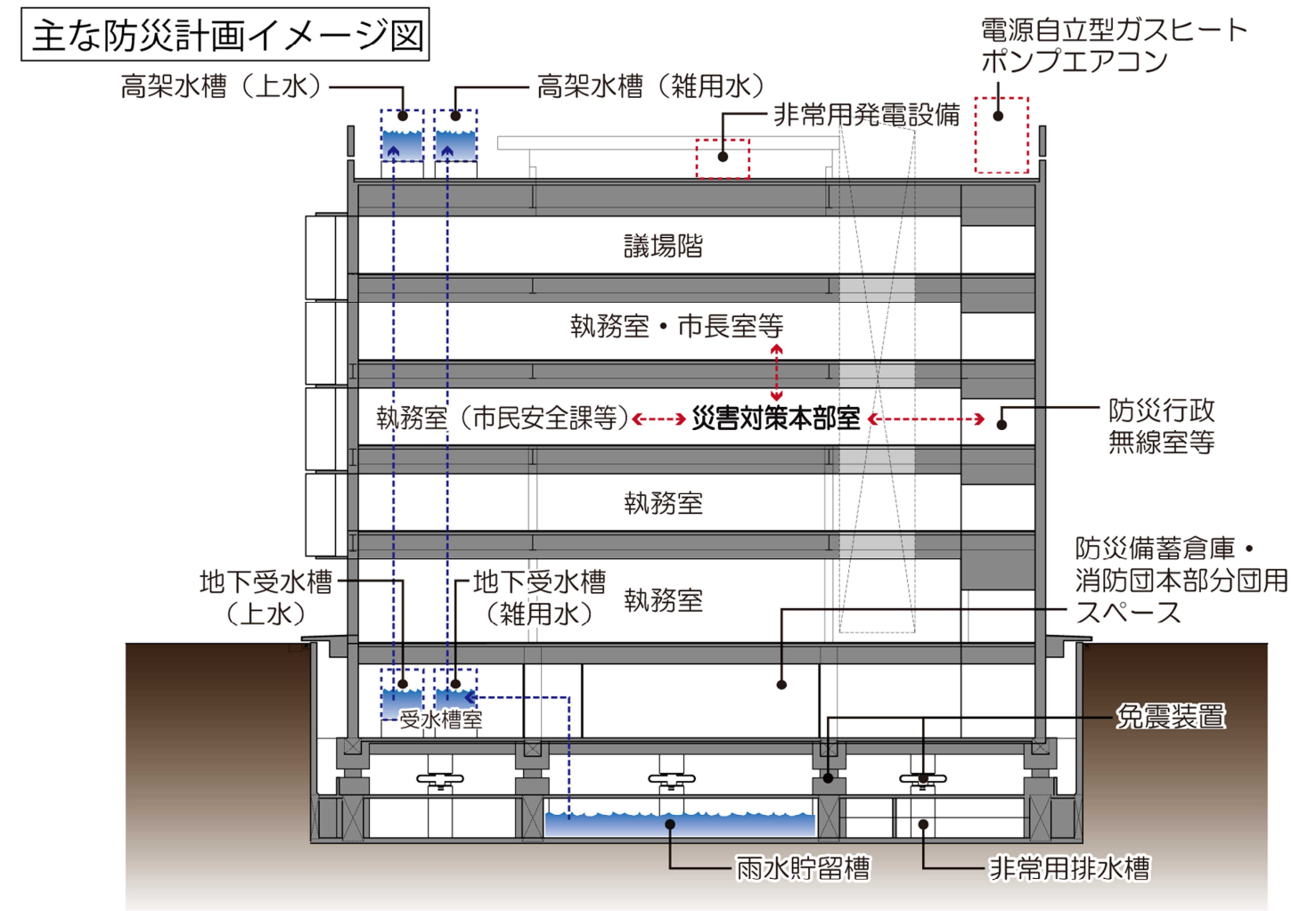
- ・ 電源供給の信頼性向上のため、2回線受電方式を採用します。
- ・ 非常用発電設備を設置し、災害時等の停電時にも行政機能が停止することのないよう、必要な諸室やシステム等に電源を供給します。
- ・ 空調の一部に自立運転が可能なガスヒートポンプエアコンを設置し、災害対策本部室等災害時に重要な機能を果たす諸室においては、停電時にもエアコンを使用できるようにします。
- ・ 高架水槽による給水方式を採用し、地下受水槽と合わせて災害時に必要な飲料水及び雑用水を確保します。雑用水については、雨水貯留槽を活用します。
- ・ 下水道が途絶した場合に備え、汚水を一時的に貯留する非常用排水槽を設置します。
- ・ 地震に強く信頼性の高い中圧ガスによる引込みを行います。

(4) 防災備蓄倉庫

災害対策活動に当たる職員のための食糧や毛布等を備蓄する倉庫を地下に設けます。

(5) 消防団本部分団の活動拠点

公用車駐車場の一部に消防団本部分団の車両の駐車スペースを、また、地下に防火衣等の保管スペース等を確保し、分団の活動を支援します。



2 セキュリティ計画

(1) セキュリティライン

個人情報保護及び防犯対策のため、会議室等の市民利用に配慮しながら適切にセキュリティラインを設定します。閉庁時間中は、シャッター等により区画し、関係者以外の執務室内への立入りを制限します。

(2) 守衛室・当直員室

セキュリティの強化を図るとともに、時間外の届出等に対応するため、建物北側の休日・夜間の出入口付近に守衛室及び当直員室を配置します。

(3) 相談室

個室の相談室は、出入口を2か所以上設置するなどの安全対策を図ります。

■ユニバーサルデザイン計画

高齢者、障がい者、乳幼児を連れての方、日本語に不慣れな方など、全ての人が安心して快適に利用できるようユニバーサルデザインを取り入れた庁舎とします。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び埼玉県福祉のまちづくり条例を満たす計画とします。

1 動線

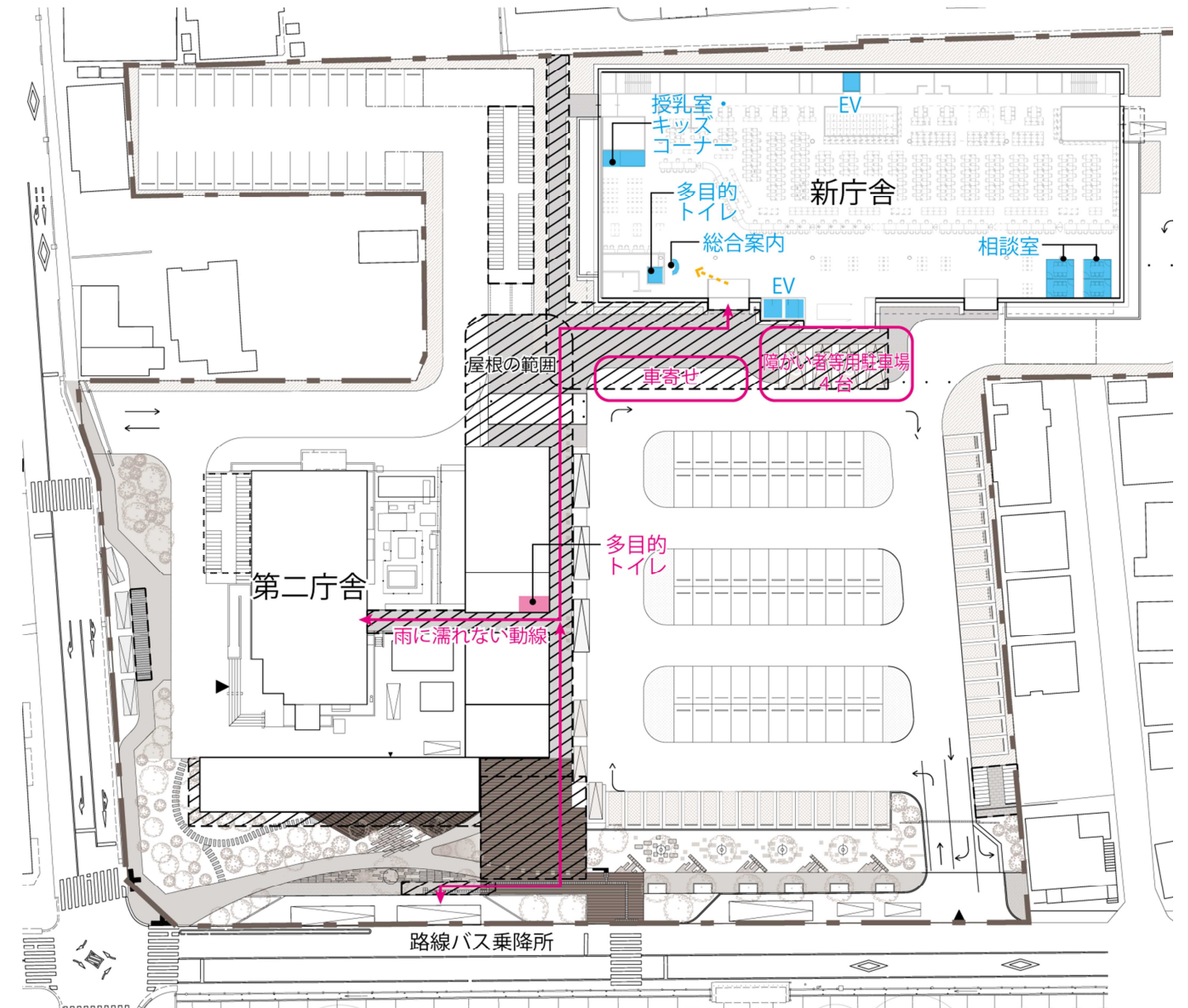
- ・メインエントランス付近に障がい者等用駐車場（4台）を配置するとともに、一般車両やタクシーによる送迎の際に利用できる車寄せを設けます。
- ・敷地内及び建物内は極力段差を少なくし、主な動線には視覚障がい者用誘導ブロックを設置するなどします。また、来庁者が利用する通路は、車椅子がすれ違える幅を確保します。
- ・新庁舎と第二庁舎及びバス停を結ぶ歩行者の動線は、雨に濡れずに通行できるよう庇又は屋根を設置します。

2 建物内の各施設

- ・エレベーターは、車椅子に対応できる大きさとし、また、管理エリアに設置するエレベーターは、ストレッチャーの搬入を可能とします。
- ・来庁者の多い1階及び2階には、授乳室やキッズコーナーを設置します。
- ・各フロアに多機能トイレを設置し、様々な障がい等に対応できるよう必要な機能を整備します。
- ・来庁者用のトイレには、各階男女別に1か所ずつ車椅子やベビーカーが入れる広めのブースを設置します。また、乳幼児用椅子を設置するなど、乳幼児が利用しやすい設備の設置を検討します。

3 窓口

- ・メインエントランスから視認しやすい位置に総合案内を設置します。
- ・来庁者エリアと執務室エリアが明確に区分された分かりやすい構成とします。
- ・来庁者の多い部署を低層階に配置するとともに、関連する部署を近接した位置に配置します。
- ・窓口には原則としてローカウンターを設置します。ただし、業務の特性に応じて一部ハイカウンターの設置も検討します。
- ・プライバシーへの配慮が必要な窓口については、カウンターに間仕切りを設けるとともに、適宜相談室を設けます。
- ・呼出しを行う窓口には、呼出番号表示モニター等を設けます。また、市民利用の多い待合スペースには、火災等の発生時に音声や文字表示で情報を伝える設備を設置します。



4 サイン計画

(1) 基本的な考え方

- ・全ての来庁者が快適に施設を利用できるよう、誰もが見やすく分かりやすいサイン表示を行います。
- ・サイン表示に使用する書体は、読みやすさに配慮し、UDフォント（ユニバーサルデザインの視点に基づいた見やすく分かりやすい書体）を基本とします。また、設置場所や表示内容に応じて、適切な文字の大きさ及び太さとします。
- ・周辺環境や内装との調和に配慮しつつ、効果的に色を活用します。この場合、色覚障がい者に配慮し、必要に応じて文字などで補足します。
- ・子どもや日本語に不慣れな方でも直感的に理解できるよう数字、アルファベット及びピクトグラム等を効果的に使用します。また、課の名称等の必要な情報は、外国語を併記します。

【UDフォントの例】

新座市役所
Niiza City Hall
まちづくり計画課
リサイクル推進課

新座市役所
Niiza City Hall
まちづくり計画課
リサイクル推進課

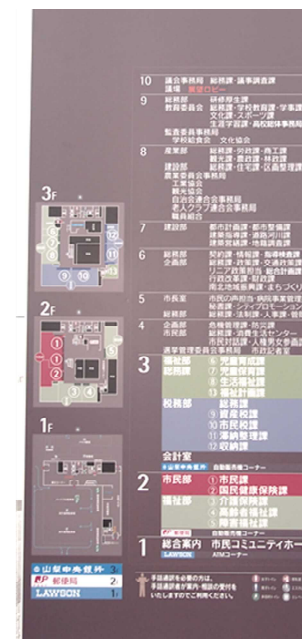
【ピクトグラムの例】



(2) 建物内のサイン

- ・目的の窓口を容易に見つけられるよう、カウンターの上部に分かりやすいサイン表示を行います。また、来庁者の多い窓口のサインには、課の名称に加えて業務内容等を表示します。
- ・現在地を示す位置サイン、目的地への方向を示す誘導サイン等を来庁者の動線上の効果的な位置に配置します。

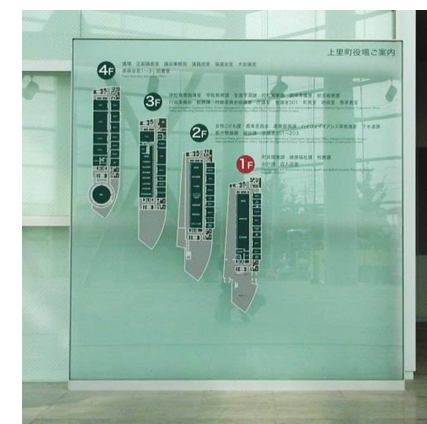
【建物内のサインの例】



(3) 外構のサイン

- ・新庁舎だけでなく、第二庁舎や低層棟も合わせた外構サインを採用し、敷地全体に統一感を創出します。
- ・建物全体や現在地との位置関係を示す総合案内サイン、目的地への方向を指示する誘導サイン等を、来庁者の動線、目線（歩行者、自動車運転者等）を考慮し、見やすく分かりやすい場所に効果的に設置します。

【外構のサインの例】



【「新座市案内看板デザインガイドライン」に基づき作成したサインの例】



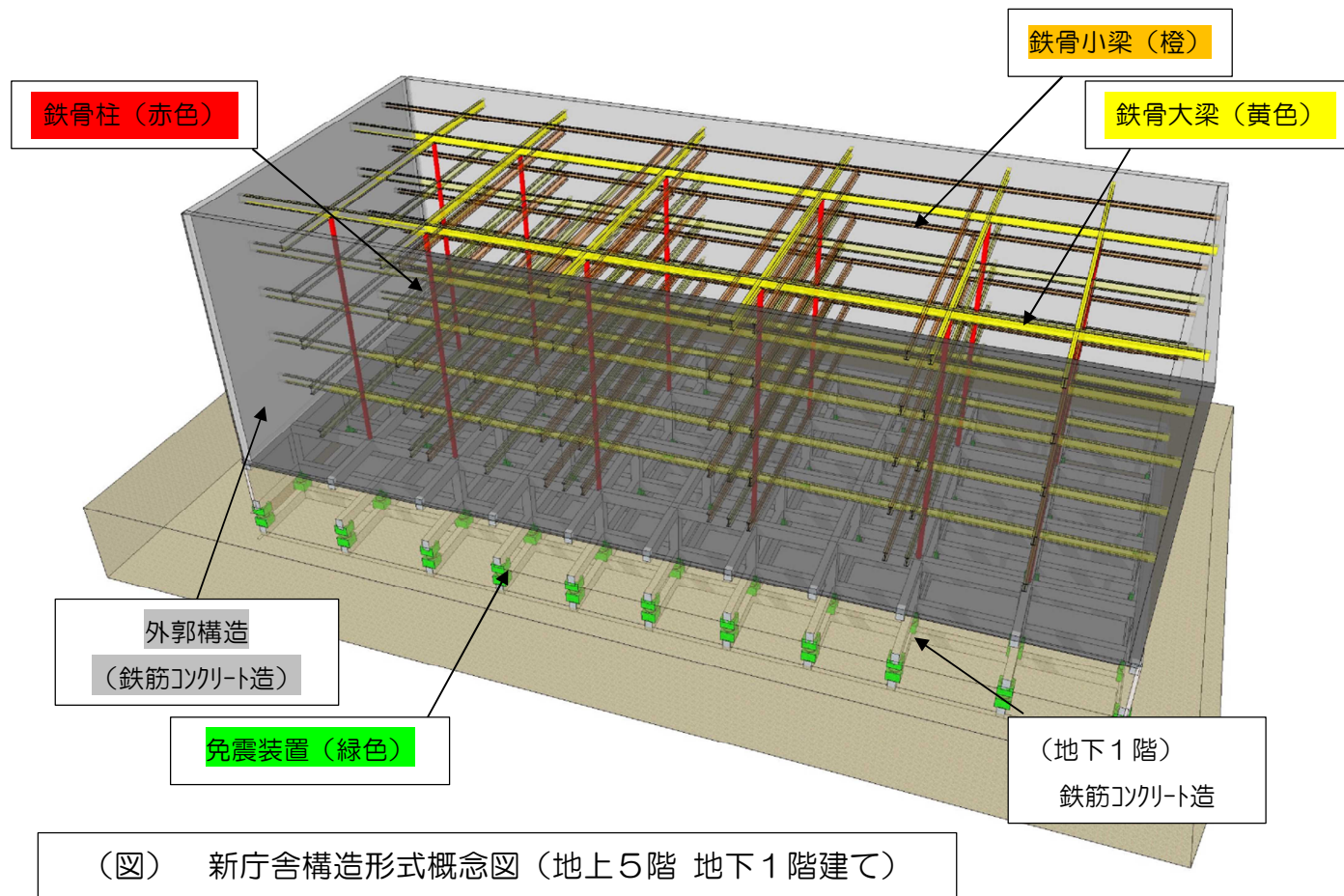
■ 構造計画

1 耐震性能

新庁舎の耐震性能は、大地震後も構造体の補修を行うことなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて地震等の災害発生時に復旧・復興活動を迅速に行える機能を確保するため、耐震性能及び機能確保に優れた免震構造を採用します。

2 新庁舎の構造形式

- ・地下1階の基礎下に免震装置を配置した基礎免震構造を採用します。
- ・免震構造の特性をいかす「固さ」を確保するため、地上部の建物外周部は鉄筋コンクリートの壁とし、耐震要素を集約します。
- ・建物内部は耐久性の高い鉄骨造とし、極力柱の少ないロングスパンの架構形式とします。
- ・地下1階については、用途・仕様等から、鉄筋コンクリート造とします。
- ・外周部については、耐震要素としての機能を確保するとともに、日差しによる熱負荷や採光等の環境面にも配慮して、窓と壁の配置を実施設計において検討します。



3 構造種別等

(1) 構造種別

新庁舎 (免震構造) 地上5階、地下1階建て
地下：鉄筋コンクリート造
地上：混合構造 (鉄筋コンクリート造+鉄骨造)
低層棟 (耐震構造) 地上1階建て
鉄骨造

(2) 基礎形式

新庁舎 直接基礎
低層棟 直接基礎、地盤改良又は杭基礎

4 耐久性／機能性／経済性

- ・建物外周部の鉄筋コンクリート躯体は、ひび割れの抑制を考慮した設計を行い、耐久性を確保します。
- ・建物内部に、耐久性が高く、軽量で強度の大きい鉄骨造を採用することにより、柱本数を減らして大空間を確保し、フレキシビリティの高い執務空間とします。
- ・東日本大震災の復興及び平成32年(2020年)の東京オリンピックに向けた建設需要により、特に鉄筋コンクリート造の技能労働者の不足が懸念されることから、構造の一部を鉄骨造とすることで、入札不調、工期短縮及び熟練工不足への対応を図り、工事遅延のリスクを回避します。

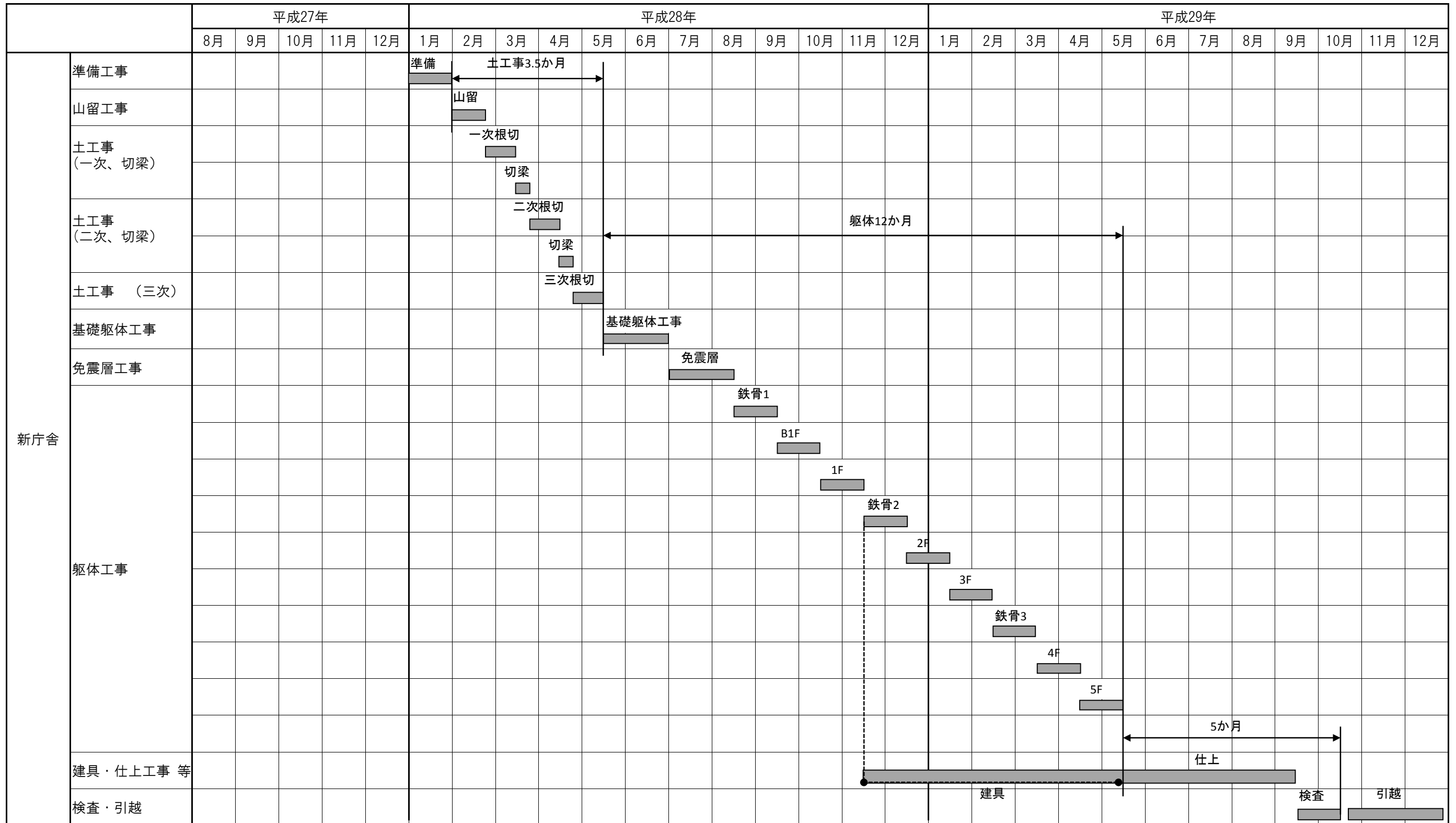
5 免震装置

新庁舎の地下1階下部に設置する免震層には、以下の4つの機能が適切に確保できるように免震装置を配置します。採用する免震装置は、建物の形状や重量、想定される地震動、建物と敷地の条件等により、様々な組合せの検討を行い、実施設計で決定します。

- 絶縁機能：地震の揺れから建物の揺れを切り離す
- 支承機能：建物の重量を支える
- 減衰機能：揺れ・変形量を抑制する
- 復元機能：建物を元の位置に戻す

■工事工程計画・概算事業費

1 工事工程計画



新庁舎工事期間 約21.5か月（準備工事込み）

		平成30年												平成31年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現本庁舎解体工事			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■											
低層棟 外構	準備工事													■											
	山留地盤改良工事													■	■										
	掘削工事																								
	基礎・地中梁工事																								
	鉄骨建方工事																								
	床コンクリート工事																								
	建具・仕上工事																								
	外構工事																								
	検査																								■

低層棟工事期間 9か月（準備工事込み）

2 概算事業費と財源内訳

新庁舎建設に係る事業費を次のとおり想定します。
 新庁舎建設に当たっては、将来新庁舎を利用する市民の皆様にも建設費を負担していただくため、地方債の発行により資金調達するとともに、社会資本整備総合交付金及び庁舎建設改修基金を有効に活用して財政支出の平準化に努めます。
 なお、事業費については、今後の建設市場の動向により変動する可能性があります。

(1) 概算事業費

項目	概算額
調査・設計	1億7,000万円
建設工事費（低層棟・外構工事を含む。）	59億9,200万円
工事監理費	7,600万円
解体工事費	4億1,500万円
引越し費	1,400万円
合計	66億6,700万円

(2) 財源内訳

項目	概算額
地方債	45億5,200万円
社会資本整備総合交付金	1億8,200万円
庁舎建設改修基金	10億円
一般財源	9億3,300万円
合計	66億6,700万円